

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 20 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 小牧市堀の内四丁目154番地	
氏 名 佐藤食品工業株式会社	
代表取締役社長 上田 正博	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0568(77)7316	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	佐藤食品工業株式会社 本社工場
事業場の所在地	小牧市堀の内四丁目154番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	09：食料品製造業 10：飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	製造品出荷額：6,360百万円 (全社)
③従業員数	150名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	動植物性残渣→再生処理業者に委託して発酵・堆肥化して再資源化 植物性残渣→養豚業者へ飼料原料として引き渡し 汚泥→再生処理業者に委託して発酵・堆肥化して再資源化 廃プラ類→最終処分業者に委託して、再資源化及び埋立処分 廃油→再生処理業者に委託して油水分離後、再資源化 金属屑→再生処理業者に委託して切断後、再資源化 廃アリカリ→中間処理業者に委託して、焼却処理し焼却灰は埋立処分

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙様式 4 (3) 分別促進に関する事項のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙様式 4 (3) 分別促進に関する事項のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

	②計画	【目標】 別紙のとおり		
		産業廃棄物の種類		
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和 6 年度の産業廃棄物発生量実績(本社工場)

(単位：t／年)

項 目	産業廃棄物の種類 (名称)		汚 泥 (有機汚泥)	廃プラスチック類 (ポリ袋)	廃プラスチック類 (廃材等)	動植物性残渣 (茶粕)	合 計
令和 6 年度	産業廃棄物発生量 (実績)		3,770.3	41.0	72.1	321.3	—
令和 6 年度 の 現 状	①	自己中間処理量	3,770.3	0	0	0	—
	②	自己中間処理減量分	3,410.2	0	0	0	—
	③	自己中間処理残さ量	360.1	0	0	0	—
	④	直接処理委託量	0	41.0	72.1	321.3	—
	⑤	直接委託及び自己中間処理後委託 処分量	360.1	41.0	72.1	321.3	—
		⑥ 優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	—
		⑦ 再生利用業者への処理委託量	360.1	41.0	0	321.3	—
		⑧ 委託中間処理減量分	108.0	0	0	160.6	—
	k	再生利用量	252.1	41.0	0	160.7	—
	l	中間処理による減量	3,518.2	0	0	160.6	—
	m	最終処分量	0	0	72.1	0	—

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。
3 単位を間違えないよう注意してください。

令和 6 年度の産業廃棄物発生量実績(本社工場)

産業廃棄物の種類 (名称)		(単位：t／年)			
		動植物性残渣 (コーヒーク粕)	動植物性残渣 (椎茸類)	動植物性残渣 (昆虫類)	動植物性残渣 (濾過助剤)
項 目	合 計				
令和 6 年度の産業廃棄物発生量 (実績)	—	247.3	114.3	512.6	44.2
① 自己中間処理量	—	0	0	0	0
② 自己中間処理減量分	—	0	0	0	0
③ 自己中間処理残さ量	—	0	0	0	0
④ 直接処理委託量	—	247.3	36.4	512.6	44.2
⑤ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量	—	247.3	36.4	512.6	44.2
⑥ 優良認定処理業者への処理委託量	—	0	0	0	0
⑦ 再生利用業者への処理委託量	—	247.3	36.4	512.6	44.2
⑧ 委託中間処理減量分	—	115.7	10.9	123.7	13.3
k 再生利用量	—	131.6	103.4	388.9	30.9
l 中間処理による減量	—	115.7	10.9	123.7	13.3
m 最終処分量	—	0	0	0	0

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。
3 単位を間違えないよう注意してください。

令和 6 年度の産業廃棄物発生量実績(本社工場)

産業廃棄物の種類 (名称)		(単位：t／年)			
		動植物性残渣 (粉末)	動植物性残渣 (甲殻類)	動植物性残渣 (その他)	廃アハカリ
項 目	合 計				
令和 6 年度の産業廃棄物発生量 (実績)	—	13.9	4.0	1.0	17.5
① 自己中間処理量	—	0	0	0	0
② 自己中間処理減量分	—	0	0	0	0
③ 自己中間処理残さ量	—	0	0	0	0
④ 直接処理委託量	—	13.9	4.0	1.0	17.5
⑤ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量	—	13.9	4.0	1.0	17.5
⑥ 優良認定処理業者への処理委託量	—	0	0	0	0
⑦ 再生利用業者への処理委託量	—	13.9	4.0	1.0	17.5
⑧ 委託中間処理減量分	—	0	0	0.3	16.6
k 再生利用量	—	13.9	4.0	0.7	0
l 中間処理による減量	—	0	0	0.3	16.6
m 最終処分量	—	0	0	0	0.9

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。

2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。

3 単位を間違えないよう注意してください。

令和 6 年度の産業廃棄物発生量実績(本社工場)

項 目		産業廃棄物の種類 (名称)	金属屑	廃 油	ガラス屑	蛍光灯		合 計
令和 6 年度の産業廃棄物発生量 (実績)			6. 3	0. 4	1. 5	0. 2		—
令和 6 年度の現状		① 自己中間処理量	0	0	0	0		—
		② 自己中間処理減量分	0	0	0	0		—
		③ 自己中間処理残さ量	0	0	0	0		—
		④ 直接処理委託量	6. 3	0. 4	1. 5	0. 2		—
		⑤ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量	6. 3	0. 4	1. 5	0. 2		—
		⑥ 優良認定処理業者への処理委託量	0	0. 4	0	0. 2		—
		⑦ 再生利用業者への処理委託量	6. 3	0. 4	0	0. 1		—
		⑧ 委託中間処理減量分	0	0	0	0. 1		—
		k 再生利用量	6. 3	0. 4	0	0. 1		—
		l 中間処理による減量	0	0	0	0. 1		—
		m 最終処分量	0	0	1. 5	0. 1		—

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。
3 単位を間違えないよう注意してください。

令和 6 年度の産業廃棄物発生量実績(本社工場)

産業廃棄物の種類 (名称)		電池類				合 計
項 目						
令和 6 年度の産業廃棄物発生量 (実績)		0.1				5,168.0
① 自己中間処理量		0				3,770.3
② 自己中間処理減量分		0				3,410.2
③ 自己中間処理残さ量		0				360.1
④ 直接処理委託量		0.1				1,319.8
⑤ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量		0.1				1,679.9
⑥ 優良認定処理業者への処理委託量		0.1				0.7
⑦ 再生利用業者への処理委託量		0.1				1,606.2
⑧ 委託中間処理減量分		0				549.2
k 再生利用量		0.1				1,134.1
l 中間処理による減量		0				3,959.4
m 最終処分量		0				74.6

令和 6 年度の現状

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。
3 単位を間違えないよう注意してください。

(単位：t／年)

令和 7 年度の目標 (本社工場)

産業廃棄物の種類 (名称)		汚 泥 (有機汚泥)	廃プラスチック類 (ポリ袋)	廃プラスチック類 (廃材等)	動植物性残渣 (茶粕)	合 計
令和 7 年度の産業廃棄物発生量 (目標)		3, 792. 9	41. 2	72. 5	323. 2	—
① 自己中間処理量		3, 792. 9	0	0	0	—
② 自己中間処理減量分		3, 430. 6	0	0	0	—
③ 自己中間処理残さ量		362. 3	0	0	0	—
④ 直接処理委託量		0	41. 2	72. 5	323. 2	—
⑤ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量		362. 3	41. 2	72. 5	323. 2	—
⑥ 優良認定処理業者への処理委託量		0	0	0	0	—
⑦ 再生利用業者への処理委託量		362. 3	41. 2	0	323. 2	—
⑧ 委託中間処理減量分		108. 7	0	0	161. 6	—
k 再生利用量		253. 6	41. 2	0	161. 6	—
l 中間処理による減量		3, 539. 3	0	0	161. 6	—
m 最終処分量		0	0	72. 5	0	—

令和 7 年度の目標内訳

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。
3 単位を間違えないよう注意してください

令和 7 年度の目標 (本社工場)

産業廃棄物の種類 (名称)		動植物性残渣 (コーヒーク粕)	動植物性残渣 (椎茸類)	動植物性残渣 (昆虫類)	動植物性残渣 (濾過助剤)	合 計
項	537					
令和 7 年度の産業廃棄物発生量 (目標)						
(単位: t / 年)						
① 自己中間処理量		248.8	115.0	515.7	44.5	—
② 自己中間処理減量分		0	0	0	0	—
③ 自己中間処理残さ量		0	0	0	0	—
④ 直接処理委託量		248.8	36.7	515.7	44.5	—
⑤ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量		248.8	36.7	515.7	44.5	—
⑥ 優良認定処理業者への処理委託量		0	0	0	0	—
⑦ 再生利用業者への処理委託量		248.8	36.7	515.7	44.5	—
⑧ 委託中間処理減量分		116.5	11.0	124.4	13.4	—
k 再生利用量		132.3	104.0	391.3	31.1	—
l 中間処理による減量		116.5	11.0	124.4	13.4	—
m 最終処分量		0	0	0	0	—

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。

2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。

3 単位を間違えないよう注意してください。

令和 7 年度の目標 (本社工場)

産業廃棄物の種類 (名称)		(単位：t／年)			
		動植物性残渣 (粉末)	動植物性残渣 (甲殻類)	動植物性残渣 (その他)	廃アハカリ
項目					合計
令和 7 年度の産業廃棄物発生量 (目標)		14.0	4.0	1.0	17.6
① 自己中間処理量		0	0	0	—
② 自己中間処理減量分		0	0	0	—
③ 自己中間処理残さ量		0	0	0	—
④ 直接処理委託量		14.0	4.0	1.0	—
⑤ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量		14.0	4.0	1.0	—
⑥ 優良認定処理業者への処理委託量		0	0	0	—
⑦ 再生利用業者への処理委託量		14.0	4.0	1.0	—
⑧ 委託中間処理減量分		0	0	0.3	—
k 再生利用量		14.0	4.0	0.7	—
l 中間処理による減量		0	0	0.3	—
m 最終処分量		0	0	0	—

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。

2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。

3 単位を間違えないよう注意してください。

令和 7 年度の目標 (本社工場)

産業廃棄物の種類 (名称)		金属屑	廃 油	ガラス屑	蛍光灯		合 計
項 目							
令和 7 年度の産業廃棄物発生量 (目標)							
① 自己中間処理量		0	0	0		0	—
② 自己中間処理減量分		0	0	0		0	—
③ 自己中間処理残さ量		0	0	0		0	—
④ 直接処理委託量		6.3	0.4	1.5		0.2	—
⑤ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量		6.3	0.4	1.5		0.2	—
⑥ 優良認定処理業者への処理委託量		0	0.4	0		0.2	—
⑦ 再生利用業者への処理委託量		6.3	0.4	0		0.1	—
⑧ 委託中間処理減量分		0	0	0		0.1	—
k 再生利用量		6.3	0.4	0		0.1	—
l 中間処理による減量		0	0	0		0.1	—
m 最終処分量		0	0	1.5		0.1	—

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。

2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。

3 単位を間違えないよう注意してください。

(単位：t／年)

令和 7 年度の目標 (本社工場)

産業廃棄物の種類 (名称)		電池類				合 計
項 目						
令和 7 年度の産業廃棄物発生量 (目標)		0.1				5,198.9
① 自己中間処理量		0				3,792.9
② 自己中間処理減量分		0				3,430.6
③ 自己中間処理残さ量		0				362.3
④ 直接処理委託量		0.1				1,327.7
⑤ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量		0.1				1,690.0
⑥ 優良認定処理業者への処理委託量		0.1				0.7
⑦ 再生利用業者への処理委託量		0.1				1,615.9
⑧ 委託中間処理減量分		0				552.7
k 再生利用量		0.1				1,140.7
l 中間処理による減量		0				3,983.3
m 最終処分量		0				75.0

(単位: t/年)

(注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。
3 単位を間違えないよう注意してください。

令和 7 年度 産業廃棄物処理計画書

1 事業の概要

事業者の概要			
本社所在地		小牧市堀の内四丁目 1 5 4 番地	
名称		佐藤食品工業株式会社	
代表者名		上田 正博	
資本金（百万円）		3， 6 7 2 百万円	
全従業員数（人）		2 1 4 人	
事業場の概要			
事業場所在地		小牧市堀の内四丁目 1 5 4 番地	
事業場名称		佐藤食品工業株式会社 本社工場	
業 種 （日本産業分類中分類）		09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業	
従業員数（人）		1 5 0 人	
令和 6 年度実績	製造品出荷額 （百万円）	6， 3 6 0 百万円（全社） （製造業の場合）	
	元請完成工事高 （百万円）	県内全域 保健所設置市を除く県内全域 （建設業の場合）	
	延床面積（㎡）	県内全域 保健所設置市を除く県内全域	
	病床数（床）	（医療業の場合）	
	売場面積（㎡）	（小売業の場合）	
事業の内容	本社工場 … 粉末天然調味料、茶エキス、粉末植物エキス、粉末酒の製造 液体天然調味料の製造・包装		
	添付資料 図 1, 2, 3		
連絡先	担 当 者	（所属 職 氏名） 業務課長	
	電 話	0 5 6 8（7 7）7 3 1 7（直通）	

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 産業廃棄物の処理に係る基本方針及び管理体制

(1) 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理に係る基本方針

ISO14001：環境理念

佐藤食品工業株式会社は、社会の一員として、地球環境の保全が人類共通の課題である事を認識し、食文化の向上と新しい天然食品加工分野の創造を目指した食品を製造販売する中で、積極的に環境保全に取り組み、地域社会と地球環境に貢献する。

ISO14001：環境方針

- ①事業運営における環境マネジメントシステムを構築し、運用する。
- ②当社の事業活動における環境側面を認識し、継続的な環境マネジメントシステムの向上と環境汚染の予防に取り組む。
- ③環境に関する法令、条例および当社が同意するその他の利害関係者の要求事項を順守する。
- ④環境マネジメントシステムの定期的な見直しを行い、環境保全に関する現状を正しく評価して適切な目標を定め、計画的且つ継続的に改善活動を行う。
- ⑤当社のために働く全ての人は本方針を認識し、構築した環境マネジメントシステムを有効に活用する。
- ⑥この環境方針は内外に公表し、本方針は、当社のために働く全ての人に周知するとともに、社外一般にも公開する。

添付資料 なし

(2) 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理に係る管理体制

総括責任者	職・氏名	業務部長
廃棄物担当部署	名 称	業務部業務課

人員数 11人

産業廃棄物処理に関する管理組織図

管理組織図を別途添付する。

添付資料 表1. 産業廃棄物の処理に係る責任者及び管理組織図参照

産業廃棄物処理責任者	所属・職・氏名	業務部業務課 課長
特別管理産業廃棄物管理責任者	所属・職・氏名	該当なし
産業廃棄物処理施設技術管理者	所属・職・氏名	該当なし

(3) 廃棄物処理等に関する社内教育・研修制度

全従業員を対象として部署毎に、ISO14001に係る勉強会等を開催しており、その中で廃棄物の適正処理に関する事項(発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項、等)を、指導教育している。

ISO環境法関連(特に廃棄物処理法関連)の法制度については、担当部署にて最新情報の収集につとめ、担当者に周知している。

工事業者等には、作業開始前に、産業廃棄物処理に係わる文書を配布して、周知徹底させている。

添付資料 なし

(4) 廃棄物処理に関する情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再利用状況について、情報の公開に努める。

添付資料 なし

4 産業廃棄物の排出の抑制、分別、再生利用及び処理に関する事項

(1) 産業廃棄物の発生量、再生利用量、中間処理量、最終処分量の現状

排水処理施設からの発生量及び動植物性残渣の再生利用量が減少。

再生利用出来なかった廃プラ類(廃材等)も減少し、最終処分量減少となった。

表 2. 産業廃棄物の発生量、再生利用量、最終処分量の経年変化 (単位: t / 年)

年度	発生量(発生原単位)	再生利用量	中間処理による減量	最終処分量
H27	7, 666	968	6, 844	46
H28	9, 878	1, 186	8, 643	48
H29	10, 594	1, 262	9, 275	58
H30	11, 258	1, 286	9, 915	57
R1	10, 959	1, 012	9, 901	46
R2	9, 376	1, 162	7, 987	49
R3	7, 939	1, 228	6, 475	55
R4	8, 923	1, 350	7, 496	77
R5	8, 358	1, 231	7, 061	66
R6	5, 168. 0	1, 134. 1	3, 959. 4	74. 6

添付資料 なし

(2) 排出抑制に関する事項			
現状及び将来目標	製造業であるため、生産量の増大により発生量の増加が見込まれる。 従って、目標値も売上計画に基づくものとしている。		
	排水処理施設からの発生量が減少したため、全産業廃棄物量が減少となった。		
	表 3. 産業廃棄物発生量に関する現状及び将来目標 (単位: t / 年)		
	廃 棄 物 の 種 類	現 状 令和 6 年度	将来目標 令和 7 年度
	汚 泥 (有 機 汚 泥)	3, 770. 3	3, 792. 9
	動植物性残渣 (茶 類 等)	568. 6	572. 0
	動植物性残渣 (昆布類等)	512. 6	515. 7
	そ の 他	316. 5	318. 3
全 産 業 廃 棄 物	5, 168. 0	5, 198. 9	
具体的取組	発生する産業廃棄物の排出方法を検討する。		
(3) 分別促進に関する事項			
現状及び将来目標	従業員的生活系廃棄物(生ごみ、新聞などの一般廃棄物)と、工場から排出される廃棄物との分別を図る。		
具体的取組	従業員の廃棄物分別を徹底させる。		

(4) 再生利用促進に関する事項						
現状及び将来目標	廃プラスチック類(廃材等)・廃アルカリ等の焼却灰以外は全て再生利用しているので、廃プラスチック類(廃材等)の排出量を減じて、産業廃棄物の再生利用率向上を目指す。現状では、最終処分量の全産業廃棄物に占める割合は、95.0%以上である。					
	表4. 再生利用率に関する現状及び将来目標 (単位:%)					
	廃棄物の種類	現 状		将来目標		
		令和6年度		令和7年度		
	廃プラスチック類(ポリ袋)	0.8		0.8		
廃プラスチック類(廃材等)	1.4		1.4			
その他	97.8		97.8			
全産業廃棄物	98.6		98.6			
具体的取組	廃プラスチック類(廃材等)・廃アルカリ等の焼却灰以外は、再生利用しているので、廃プラスチック類(廃材等)の分別を徹底して、再生利用可能な産業廃棄物の混入させない事で、再生利用率の向上を図る。					
(5) 中間処理による減量に関する事項						
現状及び将来目標	汚泥(有機汚泥)は、自社にて脱水減量化し、さらに委託中間処理業者での乾燥・発酵処理により、減量化している。 動植物性残渣は、委託中間処理業者での乾燥・発酵処理により、減量化している。					
	表5. 中間処理による減量化率に関する現状及び将来目標 (単位:%)					
	廃棄物の種類	処理方法	現 状		将来目標	
			令和6年度		令和7年度	
			自己中間処理	委託中間処理	自己中間処理	委託中間処理
汚 泥 (有 機 汚 泥)	乾燥・発酵	90.4	30.0	90.4	30.0	
動植物性残渣(茶 類 等)	乾燥・発酵	0.0	50.0	0.0	50.0	
動植物性残渣(昆布類等)	乾燥・発酵	0.0	30.0	0.0	30.0	
全産業廃棄物	—	76.6	32.7	76.6	32.7	
具体的取組	再生利用事業能力を有する産業廃棄物処理業者への処理量を増やし、さらに委託中間処理業者に対して、更なる減量化を依頼する。					

(6) 最終処分量の削減に関する事項

排出抑制、分別、再生利用および中間処理により、最終処分量の削減を進めている。
現状では、最終処分量の全産業廃棄物に占める割合は、1.4%である。

表6. 最終処分量に関する現状及び将来目標 (単位: t/年)

産業廃棄物の種類	現 状	将来目標
	令和6年度	令和7年度
廃プラスチック類(ポリ袋)	0	0
廃プラスチック類(廃材等)	72.1	72.5
そ の 他	0	0
全 産 業 廃 棄 物	72.1	72.5

現状及び将来目標

廃プラスチック類(廃材等)以外は、全てを再生利用しているので、廃プラスチック類(廃材等)の分別を徹底して、再生利用可能な産業廃棄物の混入を防ぐ事で、最終処分量の削減を図る。

具体的取組

5 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
該当なし。
(2) 特別管理産業廃棄物の適正保管
該当なし。
(3) 特別管理産業廃棄物の性状確認等
該当なし。
(4) 特別管理産業廃棄物の適正処理
該当なし。